

川崎市告示第152号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- 2 実施期間
令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - （1）明らかな発熱を呈している者
 - （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - （3）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - （4）上記（1）から（3）までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者